

参 考

○国土交通省告示第298号（平成23年3月23日）

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成23年8月31日
宅地建物取引業法第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成23年8月31日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第44条第1項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成23年8月31日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第1項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成23年8月31日

【対象地域】

特定被災地域とは、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

（参 考）

災害救助法の適用となる青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域（平成23年3月15日現在）

青森県：八戸市、おいらせ町

栃木県：宇都宮市

千葉県：旭市、香取市、山武市、九十九里町

新潟県：十日町市、上越市、津南町

長野県：栄村